

徳島県公安委員会規則第十六号

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十一月十二日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則

徳島県警察組織規則（昭和四十三年徳島県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「から第五号まで」を「及び第五号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年十二月二日から施行する。